財団法人　日本セーリング連盟行動規範

　連盟（財団法人日本セーリング連盟）は、セーリングスポーツを通して社会に海事思想の健全な発展と普及を図り、競技力向上とスポーツ振興による健康増進など市民生活を豊にする良き団体としての役割を果たしていく為に、連盟行動規範を作成し行動する。

連盟行動規範

1、社会に対して開かれた団体として、公正公平で個性と能力が尊重される組織活動を推進する。

2、連盟事業活動を通じて健康福祉の増進とスポーツの振興を通して青少年の心身育成と生涯スポーツの浸透を図り、障害者スポーツへの支援並びに国際セーリング界との懸け橋に努めるなどの社会貢献を行なう。

3、連盟のあらゆる活動に於いて、法令その他社会的規範を遵守し公明公正に行動する。

4、連盟の諸活動を遂行するに際しては、政治、行政との健全で正常な関係を保ち、社会秩序や社会良識に反する行為は行なわない。

5、公益法人である連盟として、自然破壊や環境汚染の予防、地球環境保全意識の高揚に努める。

平成１６年１月２２日制定